

議 案 第 2 0 号

富士見市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市水道事業給水条例（昭和62年条例第8号）の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

水道法の一部改正に伴い、富士見市水道事業給水条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市水道事業給水条例の一部を改正する条例

富士見市水道事業給水条例（昭和62年条例第8号）の一部を次のように改正する。
第4条及び第34条第2項ただし書中「第16条の2第3項の厚生労働省令」を
「第16条の2第3項ただし書の国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。